

～当院ご利用の皆さまの権利と義務、そして責任～

当院は「患者の権利」に関する世界医師会「リスボン宣言」を厳守いたします。

- 当院は貴方の「基本的人権」を守ります。
- 貴方は「真実を知る権利」と「知りたくない権利」があります。
- 当院の医師を含む医療従事者には「十分な説明をする義務」があります。
- 貴方は十分な説明を受けた後「自分で判断し決定する権利」を有します。
- 医療は「貴方の自主判断」と「貴方の自己決定」にそって行われます。
- 貴方は「当院の治療を拒否し病院を選び変更することを要求する権利」を有します。
- そして当院は貴方を適切と思われる他の医療機関に紹介する義務を有します。
- 病院は不特定多数の人が集まる場所です。

お互いに少しでも快適に過ごせる様に規律を守り行動する義務があります。

- 当院の従事者は就業中はもちろんのこと、退職後であっても「守秘義務」があります。

「守秘義務」とは、業務上知り得た貴方のプライバシーに関する事項を他人に漏らさないという義務のことです。

- 医師及び医療従事者は「自らの良心や価値観・医療倫理」に相反することに対して貴方からの要求があっても拒否をすることがあります。
- 貴方は「患者の権利」を有しますが、権利には常に義務と責任が伴うものであります。